

御嶽宿わいわい館
指定管理者募集要項

令和7年11月

御嵩町企画部まちづくり課

御嶽宿わいわい館 指定管理者募集要項

第1 募集要項の位置づけ

1 募集実施の趣旨

御嶽宿わいわい館（以下「わいわい館」という。）は、御嵩町を来訪する方に良好なくつろぎの場を提供するとともに、観光情報、地域情報及び歴史文化情報の発信や特産品を活用した地域の振興及び歴史文化活動に寄与する施設として位置づけています。

今後は、令和8年度に落成予定の願興寺を中心とした御嶽宿のにぎわい創出の拠点として、令和6年10月に設立されたみたけファンクラブ「Take-Mi」を通じて本町のファンとなった方々が集い、交流する拠点としての利活用を予定しています。わいわい館が観光客や関係人口の受入・交流拠点としてこれまで以上に効果的に利活用されるためには、統一的なコンセプトのもと施設を一体的に柔軟かつ機動的に運営することが不可欠となることから、わいわい館の管理運営を行う指定管理者を募集します。

2 本書の位置づけ

本募集要項は、本募集への応募を検討する事業者（以下「事業者」という。）を対象に公表するものであり、わいわい館の管理運営に関して、町が要求する事項を示し、事業者の提案に具体的な指針を示すものです。

事業者は、本募集要項に示されている条件等を満たす限りにおいては、自由に提案を行うことができることを原則としますが、事業の目的を理解するとともに法令等の諸条件を遵守し、その他の内容についても十分留意して提案を行ってください。

第2 わいわい館に関する事項

1 名称

御嶽宿わいわい館

2 事業用地の概要

所在地：可児郡御嵩町御嵩 1554-1、1560-1

用途地域：第一種住居地域、近隣商業地域

敷地面積：349.25 m² 105.65 坪

3 施設内容等

大分類	小分類	床面積	構造	階
交流館棟	喫茶スペース	72.87 m ² (22 坪)	木造	1
工房棟	管理スペース	28.98 m ² (8.8 坪)	木造	2
	コミュニティスペース	28.98 m ² (8.8 坪)		1
中庭		122 m ² (舗装箇所)		
駐車場	7 台 (うち1台：思いやり駐車場)			

4 入込客数（過去3年間）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
わいわい館	5,791 人	6,746 人	8,053 人

第3 指定予定期間

- 1 令和9年4月1日～令和14年3月31日まで（5年間）。なお、令和8年9月から令和9年3月までの期間は、引継ぎ及び準備期間とする。
- 2 指定期間は、町議会における指定管理者指定の議決によって確定するものです。
- 3 ただし、御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例第17条第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、指定を取り消すことがあります。

第4 管理運営方式等

1 指定管理料

指定管理料は、0円とする。

2 管理口座

本事業の実施にあたり、以下のとおり口座の管理を実施してください。

事業区分	口座	備考
指定管理業務	指定管理業務専用口座	必ず事業区分ごとに口座を用意し、事業ごとの収入・支出が混在しないよう管理を徹底してください。
自主事業	自主事業専用口座	

3 適正かつ明瞭な収支管理

事業者は、本事業に関する収入及び支出について、利用する口座や収支の状況を記載した帳簿等を適正かつ明瞭な管理をしてください。

第5 管理運営の基準

管理運営の基準は、以下のとおりとします。詳細については、別添管理運営基準書を参照してください。

1 条例・規則に基づく管理運営

- (1) 御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）
- (2) 御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

2 関係法令の遵守

別添管理運営基準書に記載の関係法令等の規定を遵守してください。

3 開館時間及び休館日

(1) 開館時間

午前9時から午後5時まで（条例第5条）

(2) 休館日

休館日は、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで（条例第6条）

※開館時間や休館日については、施設の利用状況や利用者の利便性等を勘案して、あらかじめ町長から承認を得て変更することができます。なお、変更をした場合にはわいわい館でその旨を掲示する等により、周知するようにしてください（規則第2条、第3条）。

第6 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う御嶽宿わいわい館の管理に関する業務の範囲は、次のとおりとします。
詳細は、別添管理運営基準書を参照してください。

- (1) わいわい館の運営に関する業務
- (2) わいわい館及び設備の維持管理に関する業務
- (3) わいわい館の利用者数増加等につながるような自主事業
- (4) その他施設の管理上、町長が必要と認める業務

第7 事業者の募集に関する事項

1 募集スケジュール

項目	時期
募集要項の公表・配布	令和7年11月27日～
施設見学会の実施	令和7年12月17日
募集要項に関する質問書の受付	令和7年12月18日～12月26日
応募書類の受付期間	令和8年1月26日～2月6日
プレゼンテーション・審査委員会の開催	令和8年3月4日（予定）
選定結果通知 優先交渉権者の決定	令和8年3月中旬頃
優先交渉権者との覚書取り交し	令和8年3月下旬頃
指定管理予定者との基本協定の取り交し	令和8年6月下旬頃
引継ぎ・準備期間	令和8年9月～令和9年3月頃
指定管理者業務開始	令和9年4月1日～

2 施設見学会の実施

わいわい館の施設見学会を次のとおり開催します。

見学会への参加を希望される場合は、以下の受付方法によりお申込みください。

項目	内容
施設見学会	(1) 開催日 令和7年12月17日（水） (2) 開催時間 午前10時から正午まで (3) 会場 御嶽宿わいわい館 住所：可児郡御嵩町御嵩御嵩 1554-1、1560-1
受付方法	施設見学申込フォームに必要事項を記入のうえ、お申し込みください。 (https://logoform.jp/form/6EZZ/1232117)
注意事項	(1) 参加人数は、各団体2名以内としてください。 (2) 見学会は、上記日程のみの開催です。別日での開催予定はございません。

3 募集要項に関する質問の受付

(1) 質問の受付

募集要項に対し質問がある場合は、次のとおり質問を受け付けます。

受付期間	令和7年12月18日（木）から 令和7年12月26日（金）午後4時まで
受付方法	質問受付フォーム（ https://logoform.jp/form/6EZZ/1218392 ）
提出様式	質問受付フォームへ直接入力、又はフォームに質問事項を記載したファイル（Word、Excel、PDF等）を添付いただき、送信してください。なお、添付ファイルは任意様式とします。
提出先	御嵩町 企画部 まちづくり課 地域プロモーション係

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答については、以下のとおりとします。

公表日	随時
公表方法	競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、町ホームページにて公開します。

4 参加申込書類の受付等

(1) 事業計画書の受付

事業計画書の受付については、次のとおり実施します。

受付期間	令和8年1月26日（月）から 令和8年2月6日（金）午後4時まで（必着）
受付方法	持参（土日祝及び庁舎閉庁時間を除く）により受付（郵送による受付は行いません）。
提出様式	「参加表明書及び応募者の制限に係る誓約書」（様式1-1）「法人又は団体の概要」（様式1-2）「応募者グループ構成一覧」（様式1-3）「委任状」（1-4）、指定申請書（別記様式（規則第7条関係））、「事業計画書」（様式2-1）、「収支予算書」（様式2-2）及び規則第6条第3号から第7号に掲げる書類を提出してください。
注意事項	提出書類は、以下のとおりとしてください。 様式1-1、1-2、1-3及び1-4：各1部 指定申請書、様式2-1、2-2及び規則第7条第3号から第7号に掲げる書類：紙媒体8部（正本1部、副本7部）を提出してください。 なお、様式1-3及び1-4に係る書類については、提出が必要な場合に限ります。
提出先	御嵩町 企画部 まちづくり課 地域プロモーション係 〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239-1

(2) プレゼンテーション

審査におけるプレゼンテーションの日程、実施場所及びその他の詳細は、後日応募者に対して通知します。なお、プレゼンテーションは、事業計画書の内容の範囲内で行うものとし、提案内容の修正や追加提案は認めません。

(3) 指定管理予定者

審査委員会で選定された事業者は、「優先交渉権者」であり、町との交渉により覚書を取

り交わした後、指定管理予定者となります。

第8 応募資格に関する事項

1 応募者の参加資格要件

応募者の参加資格要件は、以下のとおりです。

- (1) 本施設の目的に沿った管理運営を行うことを目的として、本事業に応募した者で、事業の運営、維持管理等を行うにふさわしい、資力、信用等を有した法人、その他の団体（以下「法人等」という。）とします。
- (2) 法人とは、日本国の法律に基づく法人格を有するものとします。
- (3) 複数の法人等（以下「グループ」という。）による応募も認めます。
- (4) 応募に際し、同一法人等が複数のグループの構成員となることは認めません。

2 応募者の制限

次のいずれかに該当する法人等は、単独の法人等若しくはグループによる応募者にはなりません。応募者から参加申込書を提出された場合には、単独の法人等による応募の場合は当該法人等、グループによる応募の場合は構成団体すべてについて応募者の制限に抵触しない旨を誓約するものとみなします。

- (1) 本事業に係る審査（御嶽宿わいわい館運営事業者プロポーザル評価委員会）に携わった者が役員の職に就いている。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、その他経営状況が著しく不健全であると認められる。
- (3) 御嵩町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号及び第3号に記載する暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる。
- (4) 町税並びに法人税または所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がある。
- (5) 他の応募者の提案を妨害する等手続きの遂行に支障をきたす行為があったとき。

3 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加申込書の受付期間の最終日を基準に行うものとします。なお、参加資格確認後、参加資格要件を満たさなくなった場合の取扱いは以下のとおりとし、参加資格の喪失に対して、町は一切の費用負担を負わないものとします。

- (1) 優先交渉権者決定までに参加資格を喪失した場合

優先交渉権者決定前日までに、参加資格を喪失した場合の取扱いは以下のとおりとします。

代表団体が喪失した場合（単独法人等も含む）	参加資格の確認結果を「失格」に変更し、提案審査の対象外とします。
代表団体以外の構成団体が喪失した場合	参加資格を喪失した構成団体が担当する予定であった業務について、代表団体を含む別の構成団体が担う場合には、問題がないものとして取り扱います。また、町がやむを得ないと認めた場合、参加資格の確認を受けたうえで、新たな構

	成団体を追加することができ、その場合には、問題ないものとして取り扱います。 上記以外の場合、参加資格の確認結果を「失格」に変更し、提案審査の対象外とします。
--	--

(2) 覚書取り交わしまでに参加資格を喪失した場合

覚書取り交わしまでに参加資格を喪失した場合の取扱いは、以下のとおりとします。

代表団体が喪失した場合（単独法人等も含む）	当該優先交渉権者との契約交渉と取りやめ、町は次点交渉権者と契約交渉を行うことができるものとします。
代表団体以外の構成団体が喪失した場合	参加資格を喪失した構成団体が担当する予定であった業務について、代表団体を含む別の構成団体が担う場合には、問題がないものとして取り扱います。また、町がやむを得ないと認めた場合、参加資格の確認を受けたうえで、新たな構成団体を追加することができ、その場合には、問題がないものとして取り扱います。 上記以外の場合、当該優先交渉権者との契約交渉を取りやめ、町は次点交渉権者と契約交渉を行うことができるものとします。

(3) 覚書取り交わし後に参加資格を喪失した場合

覚書取り交わし後、指定管理に関する協定の締結までに参加資格を喪失した場合の取扱いは、覚書に示します。

4 応募書類等

応募にあたっては、次の書類を正本1部・副本7部（A4サイズ、カラー、複写可、両面印刷）を提出してください。正本の表紙には「正」、副本の表紙には「副」とわかるように印字してください。

- (1) 事業計画書（様式2-1）
- (2) 収支計画書（様式2-2）
- (3) 規則第6条第3号から第7号に掲げる書類

5 その他留意事項

(1) 関係者との接触の禁止

審査委員、本募集業務に従事する町職員に個別に働きかけを行うことを禁止します。働きかけを行った事実があると認められたときは、「失格」となることがあります。

(2) 重複提案の禁止

応募1法人につき、1提案とします。複数の提案はできません。グループの1法人とみなします。

(3) 提案内容の変更禁止

提出された書類の内容の変更、又は追加はできません。ただし、応募書類の明らかな間違い、軽微な修正、役員の辞職、失職、死亡等の場合はこの限りではありません。

(4) 応募者の失格

応募書類に虚偽の記載があった場合、又は募集要項に定める手続きに遵守しない場合は「失格」とします。

(5) 応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、「辞退届」（様式 1-5）を持参又は郵送により提出してください。郵送による場合は、「簡易書留」としてください。

(6) 本事業を実施するための法人等の設立について

応募者は、本募集への提案において、応募者の構成団体が出資する法人等を設立し、当該法人等が本事業を実施する者となる提案を行うことは可能です。ただし、設立する法人等の条件は、以下のとおりとします。

ア 設立形態のいかんは問わない。

イ 代表団体は必ず出資するものとし、応募者の構成団体全体で、51%以上の議決権割合を有していること。

ウ 指定管理者の指定までに設立を予定していること。

エ 法人等の登記住所は、御嵩町内とすること。

第9 事業者の選定に関する事項

1 選定方法

応募者から提出された提案書に対し、提案内容を総合的に評価します。評価基準の詳細は、「審査基準」（別紙1）に提示します。

2 プロポーザル審査委員会の設置

町は、指定管理予定者の選定のため、有識者等で構成する御嶽宿わいわい館指定管理予定者プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行います。

提出書類受領後、審査委員会はプレゼンテーション及び質疑応答による審査を行います。その後、書類又は面接の内容を総合的に勘案し採点を行い、最も得点が高かった提案及び次いで得点が高かった提案を選定します。

町は、選定結果を踏まえ、指定管理予定者の優先交渉権者（以下「候補者」という。）及び次点交渉権者を決定します。

3 選定結果の通知及び公表

選定の結果は提案書類の提出者全員に書面で通知するとともに、選定された候補者は町ホームページにて公表します。

第10 基本協定の締結に関する事項

1 指定管理者の指定

候補者に対して、運営開始年度の前年度若しくは開始年度に町の指定管理者の指定手続きを行います。わいわい館の管理運営業務の実施にあたっては、条例第11条第3項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者の指定を予定しています。

議決後に、町と指定管理者の間で指定管理に関する基本協定を締結し、年度ごとに指定管理に関する年度協定を締結します。

指定管理者の指定を受ける際の、指定管理予定者について代表団体は応募時と必ず同一の団体としますが、構成団体を組成する団体は町と協議のうえ、決定します。また、指定管理し予定者がグループであり、かつ、第7-5(6)に記載した法人等の設立を行わない場合は、指定管理者の指定を受ける際に共同企業体を組成していただきます。詳細は町と協議のうえ、決定します。なお、第7-5(6)に記載した法人等を設立した場合は、同様に指定管

理者の指定を受ける者とします。

2 基本協定内容案（協議のうえ、決定します）

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 町が支払うべき経費に関する事項
- (4) 業務の再委託に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 業務におけるリスク分担に関する事項
- (7) 原状回復に関する事項
- (8) 施設の維持補修等に関する事項
- (9) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (10) 業務上知り得た個人情報の保護に関する事項
- (11) その他町長が必要と認める事項

3 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (2) 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められたとき。

第11 その他

1 募集要項等の修正等

募集要項等に修正等があった場合は、速やかに町ホームページで公開します。

2 本募集の凍結・中止

町は、天変地異、政策変更等、やむを得ない事情がある場合は、本募集を凍結し、又は中止する場合があります。

3 応募に関する事項

本事業への応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

提出書類は返却いたしません。また、提出物の著作権は、全ての応募者の保有としますが、町は、これを町議会、報道機関への情報提供及び町の広報媒体への掲載のために、協議のうえで使用することができるものとします。

なお、応募者から提出された資料等については、御嵩町情報公開条例（平成8年条例第2号）の対象となり、非公開情報を除き、公開される場合があります。

4 疑義を生じた場合の措置

指定管理に関する基本協定及び指定管理に関する年度協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又はこれらに定めのない事項については、町と指定管理者が協議のうえ、定めるものとします。